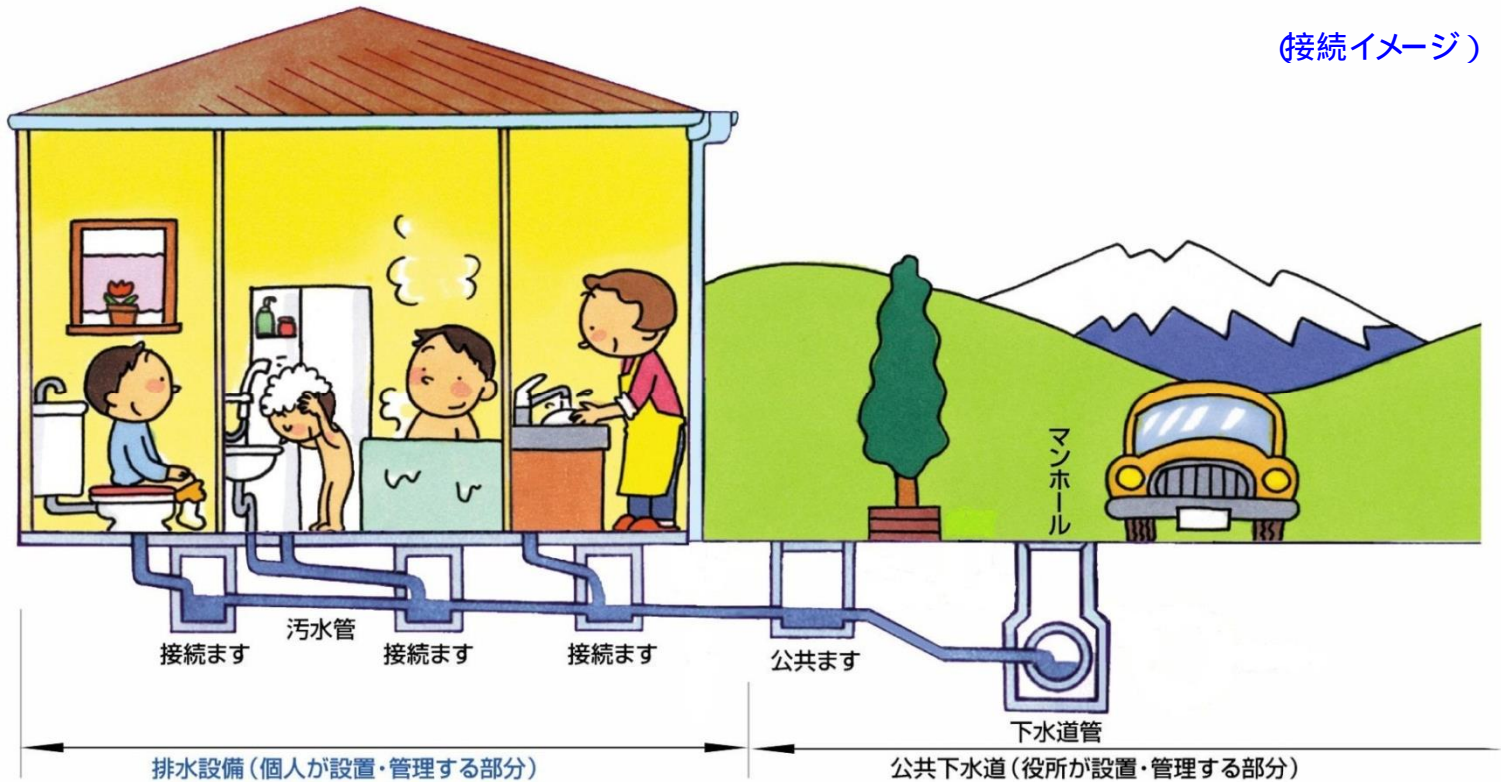


接続しましょう 下水道へ！

(接続イメージ)



公共下水道が供用開始されたら・・・

くみ取りトイレの場合は3年以内に、浄化槽（合併・単独）の場合は遅滞なく、下水道に接続することが義務付けられています。

(下水道法第10条, 11条の3)

まだ接続がお済みでないご家庭は、速やかに接続工事をしていただけるようお願いします。

下水道への接続工事をするには・・・

市町村によっては、接続補助制度を設けている場合もありますので、各市町村下水道課、もしくは県下水道課ホームページをご確認ください。なお、下水道への接続工事は各市町村の排水設備指定工事店にお申し込みください。

指定工事店は工事に係る諸手続きを代行してくれます。

良いくらし 地下で支える 下水道

平成26年度 茨城県下水道促進週間コンクール 標語部門 知事賞特選作品

下水道への接続についてのお問い合わせ

お住まいの市町村の下水道担当課、もしくは、
茨城県土木部都市局下水道課 (TEL.029-301-4690)
までお願いします。



下水道マスコットキャラクター
スイスイ

公共下水道供用開始区域内で浄化槽を利用されている方へのお願いです！

下水道に接続するまでの浄化槽の管理について・・・

公共下水道が供用開始されたら、下水道に速やかに接続する義務があります。ただし、やむを得ず浄化槽の使用を継続する場合には、浄化槽の管理者（戸建住宅の場合、通常は住民の方が浄化槽管理者になります。）には、浄化槽の保守点検・清掃の実施、及び法定検査の受検が義務づけられています。（浄化槽法第8条～第11条）

浄化槽は、そのままでは機能を発揮しません。保守点検・清掃・法定検査を実施されていない場合は、実施していただきますようお願いいたします。

保守点検

いつも浄化槽の機能が発揮されるよう、槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補給し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

この作業は、茨城県に登録されている浄化槽保守点検業者に委託して下さい。

清 掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。これを定期的の実施しないと、溜まった汚泥が処理水に混じって流出してしまいます。

この作業は、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託して下さい。

法定検査（定期検査）

浄化槽の管理者は、法定検査（定期検査）を受けることが義務づけられています。この検査は、保守点検及び清掃が適正に行われ、性能が発揮されているかを年1回検査するものです。法定検査は、県知事指定検査機関である公益社団法人茨城県水質保全協会にお申込み下さい。

法定検査申込先

（公社）茨城県水質保全協会 029-291-4004・4000

浄化槽の管理についてのお問い合わせ

茨城県生活環境部環境対策課
県民センター総室（県央環境保全室）
県北県民センター
鹿行県民センター
県南県民センター
県西県民センター

TEL.029-301-2966
TEL.029-301-3044
TEL.0294-80-3355
TEL.0291-33-6056
TEL.029-822-7048
TEL.0296-24-9134



茨城県マスコットキャラクター
ハッスル黄門